

広島県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和七年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

広島市佐伯区湯来町大字多田字本迫一一三二四、字轆轤迫一一三二六から一一三二八まで、一一三三二、一一三三三の一、一一三三四、一一三三五の一、一一三三七、一一三五

五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）